

2017-B		I 21B			
拠出金・基金の名称		国連薬物犯罪事務所拠出金			
種 別		☒ イヤマークのみ ☐ 一部イヤマーク			
【拠出先の国際機関名】国連薬物犯罪事務所 (UNODC)					
【所管官庁担当局課・室名】外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 当該拠出金による取組は以下のとおり。 1 テロ対策: 法執行能力強化, 陸海空レベルでの国境管理支援等 2 暴力的過激主義対策: 刑務所改革, 法整備・地域的枠組の強化支援等 3 薬物対策: NPS(危険ドラッグ)や覚醒剤対策支援, アフガニスタン及び周辺国の薬物対策支援, ミャンマーにおける違法ケン栽培対策等 4 国際犯罪対策: マネーロンダリング, テロ資金対策の対応能力の強化支援, 刑事司法能力強化支援等					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成29年度	3,199,880	29,090		1米ドル=110円	100
平成28年度	2,810,266	23,419		1米ドル=120円	100
平成27年度	1,842,130	16,747		1米ドル= 110円	100
【当該任意拠出金等の意義, 成果等に関する我が国としての評価】 1 当該機関は, テロ, 組織犯罪, 腐敗及び薬物問題などのグローバル化の負の側面に対して, 国際基準・規範の形成から各国に対する技術支援の提供に至るまで, 包括的に対処する能力を有する唯一の国連機関であり, 当該機関の活動ニーズは高まっている。 2 アジアを含む世界各地でテロ及び暴力的過激主義対策や国際組織犯罪対策が益々重要となる中, 我が国としても当該機関との協力を強化しており, 毎年, 当該機関事務局長との間で戦略政策対話を開催している。同対話を通じて, 既存の取組みをレビューするとともに今後の協力について協議し, 共同行動計画の改定版として纏めることを通じて, 明確な方針の下での当該機関との連携を実施している。 3 当該機関は, 財政及びガバナンスに関する作業部会の設置やドナーとの定期的な対話を通じて, 当該機関の予算や事業の合理化や機能強化に鋭意取り組んでいる。					
【備考】					